



栃木県公報

平成30(2018)年
10月26日(金)
第3033号

目 次

規 則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正…………… 817
- 栃木県立自然公園条例施行規則の一部改正…………… 822

告 示

- 予定保安林…………… 825
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定…………… 825
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定…………… 826
- 介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止…………… 827
- 介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止…………… 828
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧…………… 829
- 道路の区域の変更…………… 829

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… 830
- 患畜の届出…………… 830
- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止…………… 830

選挙管理委員会

- 栃木県選挙等執行規程の一部改正…………… 831

正 誤

- 第4922号中…………… 832

規 則

栃木県規則第四十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月二十六日

栃木県知事 福田 富一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成二十八年栃木県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第一の規則で定める事務)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに対する高等学校卒業程度認定に係る試験のための講座の受講に係る給付金（以下「ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金」という。）の支給の対象となる講座の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>二 ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>3 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次項第二号及び次条第七項第二号において同じ。）に対する奨学のための給付金（以下「奨学のための給付金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>5 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一 栃木県高等学校等修学資金貸与条例（平成十四年栃木県条例第三号）第四条第一項の修学資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>二 栃木県高等学校等修学資金貸与条例第八条の修学資金の返還債務の履行の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>6 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例（昭和五十年栃木県条例第二号）第四条第一項の修学奨励費の貸与の申請の受理、そ</p>	<p>(条例別表第一の規則で定める事務)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次項第二号及び次条第六項第二号において同じ。）に対する奨学のための給付金（以下「奨学のための給付金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>3 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一・二 略</p>

の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

7 条例別表第一の七の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第五条の経費を除く。以下「特別支援教育就学奨励費」という。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）

第三条 略

2 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項下欄2から5まで、7、8及び10から13までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報

イ・ロ 略

ハ 条例別表第二の二の項下欄4の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法

第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付け又は同法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて適用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

ニ～ヌ 略

二～四 略

3・4 略

5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金の支給の対象となる講座の指定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

二 ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第五条の経費を除く。以下「特別支援教育就学奨励費」という。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）

第三条 略

2 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項下欄2から5まで、7、8及び10から13までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報

イ・ロ 略

ハ 条例別表第二の二の項下欄4の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六

第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付け又は同法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて適用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

ニ～ヌ 略

二～四 略

3・4 略

報

6| 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、
奨学のための給付金の支給の申請に係る事実につ
いての審査に関する事務とし、同項の規則で定め
る情報は、当該申請に係る生徒又は学生に係る就
学支援金の支給に関する情報とする。

7| 条例別表第二の七の項の規則で定める事務は、
次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める
情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該
各号に定める情報とする。

一・二 略

(条例別表第三の規則で定める事務及び情報)

第四条 略

2 略

3| 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、
次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める
情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該
各号に定める情報とする。

一 栃木県高等学校等修学資金貸与条例第四条第
一項の修学資金の貸与の申請に係る事実につ
いての審査に関する事務 当該申請を行う者又は
当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生
活保護実施関係情報

二 栃木県高等学校等修学資金貸与条例第八条の
修学資金の返還債務の履行の猶予の申請に係る
事実についての審査に関する事務 当該申請を
行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係
る外国人生活保護実施関係情報

4| 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、
特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の
経費の算定に必要な資料に係る事実についての審
査に関する事務とし、同項の規則
で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関
する法律第一条第一項の保護者等若しくは当該保
護者等と同一の世帯に属する者(次項において
「保護者等」という。)に係る外国人生活保護実
施関係情報とする。

5| 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、
奨学のための給付金の支給の申請に係る事実につ
いての審査に関する事務とし、同項の規則で定め
る情報は、当該申請に係る生徒又は学生に係る就
学支援金の支給に関する情報とする。

6| 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、
次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める
情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該
各号に定める情報とする。

一・二 略

(条例別表第三の規則で定める事務及び情報)

第四条 略

2 略

3| 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、
特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の
経費の算定に必要な資料に係る事実についての審
査に関する事務とし、同項第四欄1及び2の規則
で定める情報は、次に掲げる情報ごとに、次に定
める情報

とする。

一 条例別表第三の三の項第四欄1の規則で定め
る情報 特別支援学校への就学奨励に関する法
律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者
等と同一の世帯に属する者(次号及び次項にお
いて「保護者等」という。)に係る生活保護法
第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条
第一項の保護の開始若しくは同法第九項の保護
の変更、同法第二十五条第一項の職権による保
護の開始若しくは同法第二項の職権による保護

5 条例別表第三の五の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

4 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項第四欄1及び2の規則で定める情報は、次に掲げる情報ごとに、次に定める情報とする。

- 一 条例別表第三の四の項第四欄1の規則で定める情報 保護者等に係る生活保護実施関係情報
- 二 条例別表第三の四の項第四欄2の規則で定める情報 保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則(平成二十年栃木県規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(本人確認情報を利用する事務)</p> <p>第二条 略</p> <p>2、4 略</p> <p>5 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに対する高等学校卒業程度認定に係る試験のための講座の受講に係る給付金(以下「ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金」という。)の支給の対象となる講座の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 <p style="text-align: center;">(本人確認情報を提供する事務)</p> <p>第三条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 栃木県高等学校等修学資金貸与条例(平成十四年栃木県条例第三号)第四条第一項の修学資 	<p style="text-align: center;">(本人確認情報を利用する事務)</p> <p>第二条 略</p> <p>2、4 略</p> <p>5 条例別表第三の五の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報とする。</p> <p>4 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項第四欄1及び2の規則で定める情報は、次に掲げる情報ごとに、次に定める情報とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 条例別表第三の四の項第四欄1の規則で定める情報 保護者等に係る生活保護実施関係情報 二 条例別表第三の四の項第四欄2の規則で定める情報 保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報 <p style="text-align: center;">(本人確認情報を提供する事務)</p> <p>第三条</p>

金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 栃木県高等学校等修学資金貸与条例第八条の修学資金の返還債務の履行の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

2 条例別表第二の一の二の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第二の一の三の項の規則で定める事務は、栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例（昭和五十年栃木県条例第二号）第四条第一項の修学奨励費の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第二の一の四の項の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

一・二 略

5 条例別表第二の一の五の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第五条の経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

6 条例別表第二の一の六の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

① 条例別表第二の一の二の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第二の一の二の項の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

一・二 略

3 条例別表第二の一の三の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第五条の経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第二の一の四の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県規則第四十四号

栃木県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県立自然公園条例施行規則（昭和三十二年栃木県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第十六条 条例第十九条第八項第四号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 九の四 略</p> <p>九の五 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標を設置すること。</p> <p>九の六 略</p> <p>九の七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備(以下この号において「無線設備」という。)を改築し、又は増築すること(増築にあつては、増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれが高い方の位置を超えないものに限る。)</p> <p>九の八 既存の電線、電話線又は通信用ケーブル(以下この条において「電線等」という。)を既存の電線等の規模を超えない範囲で張り替えること(径の変更を伴うものを除き、色彩の変更を伴わないものに限る。)</p> <p>九の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。</p> <p>九の十 支持物から他の支持物を経ないで需要場所の引込口に至る電線等を設置すること。</p> <p>九の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。</p> <p>九の十二 野生鳥獣による人、家畜若しくは農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。</p> <p>九の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。</p> <p>十 十五 略</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第十六条 条例第十九条第八項第四号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 九の四 略</p> <p>九の五 略</p> <p>十 十五 略</p>

十五の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

第三章の規定による防除として特定外来生物である木竹を伐採すること。

十六の二、十六の十 略

十六の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

第十条第一項の規定による許可に係る木竹を損傷すること。

十六の十二、二十五 略

二十五の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十五の二の二 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十五の三、二十五の十 略

二十六、二十六の二 略

二十六の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十九条第三項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

二十六の三、二十六の七 略

二十六の七の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の八、二十六の九 略

二十六の九の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十六の十 略

二十六の十の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除として特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の十一、二十六の十三 略

二十六の十三の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

二十六の十四、三十 略

十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成十六年法律第七十八号) 第三章の規定による防除として特定外来生物である木竹を伐採すること。

十六の二、十六の十 略

十六の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) 第十条第一項の規定による許可に係る木竹を損傷すること。

十六の十二、二十五 略

二十五の二、二十五の九 略

二十六、二十六の二 略

二十六の三、二十六の七 略

二十六の八、二十六の九 略

二十六の十 略

二十六の十一、二十六の十三 略

二十六の十四、三十 略

<p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第十八条 条例第二十一条第七項第四号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第十六条第一号から第九号の十三まで、第十八号から第二十五号の二の二まで、第二十七号又は第二十八号に掲げる行為</p> <p>二 十六 略</p>	<p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第十八条 条例第二十一条第七項第四号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第十六条第一号から第九号の五まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号又は第二十八号に掲げる行為</p> <p>二 十六 略</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(自然環境課)

告 示

栃木県告示第531号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30（2018）年10月26日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田原市須賀川字米梨3686-1、字米梨沢3859-12、3873-1、3873-2、3876から3882まで、3883-1、3883-2、3884から3886まで、3889から3893まで、3894-1、3895-1、3895-2、3899から3902まで
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第532号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年10月26日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
0970302121	株式会社ヴィーナス 代表取締役 大川 はるみ	在宅ケアグランツ こむぎ	栃木市大平町新 1521番地5	平成 30 (2018)年 10月1日	訪問介護

0970802773	合同会社縁G A和 代表社員 秋元 行江	ヘルパー事業所お れんじの会	小山市城山町三丁 目9番10号	平成 30 (2018) 年 10月1日	訪問介護
0972100705	株式会社やさしい手栃木 中央 代表取締役 橋本 一則	やさしい手上三川 訪問介護事業所	河内郡上三川町し らさぎ二丁目13番 18号	平成 30 (2018) 年 10月1日	訪問介護
0970203394	社会福祉法人幸真会 理事長 松村 滋子	デイサービスたん ほほみなみ	足利市福居町685 番地1	平成 30 (2018) 年 10月1日	通所介護
0971301544	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり 黒磯駅前	那須塩原市宮町2 番26号	平成 30 (2018) 年 10月1日	特定施設入 居者生活介護
0970802765	株式会社日東レンタル 代表取締役 町屋 清隆	小山福祉レンタル サービス	小山市駅東通り二 丁目40番6号	平成 30 (2018) 年 10月1日	福祉用具貸 与
0971600846	株式会社日東レンタル 代表取締役 町屋 清隆	下野福祉レンタル サービス	下野市上大領284 番地5	平成 30 (2018) 年 10月1日	福祉用具貸 与
0970802765	株式会社日東レンタル 代表取締役 町屋 清隆	小山福祉レンタル サービス	小山市駅東通り二 丁目40番6号	平成 30 (2018) 年 10月1日	特定福祉用 具販売
0971600846	株式会社日東レンタル 代表取締役 町屋 清隆	下野福祉レンタル サービス	下野市上大領284 番地5	平成 30 (2018) 年 10月1日	特定福祉用 具販売

栃木県告示第533号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年10月26日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
0971301544	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり 黒磯駅前	那須塩原市宮町2 番26号	平成 30 (2018) 年 10月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護
0970802765	株式会社日東レンタル 代表取締役 町屋 清隆	小山福祉レンタル サービス	小山市駅東通り二 丁目40番6号	平成 30 (2018) 年 10月1日	介護予防福 祉用具貸与
0971600846	株式会社日東レンタル 代表取締役 町屋 清隆	下野福祉レンタル サービス	下野市上大領284 番地5	平成 30 (2018) 年 10月1日	介護予防福 祉用具貸与
0970802765	株式会社日東レンタル 代表取締役 町屋 清隆	小山福祉レンタル サービス	小山市駅東通り二 丁目40番6号	平成 30 (2018) 年 10月1日	特定介護予 防福祉用具 販売

0971600846	株式会社日東レンタル 代表取締役 町屋 清隆	下野福祉レンタル サービス	下野市上大領284 番地5	平成30 (2018)年 10月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
------------	------------------------------	------------------	------------------	--------------------------	----------------------

栃木県告示第534号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年10月26日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970301958	合同会社スイートケア 代表社員 長島 忍	ケアステーション にこ	栃木市大宮町1495 番地2	平成30 (2018)年 9月30日	訪問介護
0970500534	株式会社ケアネットサー ビス 代表取締役 唐木 成仁	ケアねっと鹿沼	鹿沼市西茂呂二丁 目2番17号	平成30 (2018)年 8月31日	訪問介護
0971100219	株式会社ステーション泉 代表取締役 村上 孝志	ステーション泉	矢板市木幡2058番 地	平成30 (2018)年 7月31日	訪問介護
0972301287	株式会社日立福祉事業 代表取締役 中川 博登	あいケアステー ション壬生	下都賀郡壬生町壬 生乙2416番地2	平成30 (2018)年 8月31日	訪問入浴介 護
0972600548	株式会社ジェイピー 代表取締役 渡部 智次	訪問入浴介護さわ やか	塩谷郡高根沢町宝 積寺2444番地1	平成30 (2018)年 9月30日	訪問入浴介 護
0970802476	社会福祉法人ふれあい コープ 理事長 竹内 明子	コープショートス テイ喜沢	小山市喜沢1475番 地98	平成30 (2018)年 5月31日	短期入所生 活介護
0970301362	合資会社佐山商店 代表社員 佐山 俊朗	ラックス介護用品	栃木市倭町5番18 号	平成30 (2018)年 7月31日	福祉用具貸 与
0970800611	日東レンタル株式会社 代表取締役 町屋 清隆	小山福祉レンタル サービス	小山市駅東通り二 丁目40番6号	平成30 (2018)年 9月30日	福祉用具貸 与
0971600572	日東レンタル株式会社 代表取締役 町屋 清隆	下野福祉レンタル サービス	下野市上大領284 番地5	平成30 (2018)年 9月30日	福祉用具貸 与
0970301362	合資会社佐山商店 代表社員 佐山 俊朗	ラックス介護用品	栃木市倭町5番18 号	平成30 (2018)年 7月31日	特定福祉用 具販売

0970800611	日東レンタル株式会社 代表取締役 町屋 清隆	小山福祉レンタル サービス	小山市駅東通り二 丁目40番6号	平成 30 (2018) 年 9月30日	特定福祉用 具販売
0971600572	日東レンタル株式会社 代表取締役 町屋 清隆	下野福祉レンタル サービス	下野市上大領284 番地5	平成 30 (2018) 年 9月30日	特定福祉用 具販売

栃木県告示第535号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年10月26日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
0972301287	株式会社日立福祉事業 代表取締役 中川 博登	あいケアステー ション壬生	下都賀郡壬生町壬 生乙2416番地2	平成 30 (2018) 年 8月31日	介護予防訪 問入浴介護
0972600548	株式会社ジェイピー 代表取締役 渡部 智次	訪問入浴介護さわ やか	塩谷郡高根沢町宝 積寺2444番地1	平成 30 (2018) 年 9月30日	介護予防訪 問入浴介護
0970802476	社会福祉法人ふれあい コープ 理事長 竹内 明子	コープショートス テイ喜沢	小山市喜沢1475番 地98	平成 30 (2018) 年 5月31日	介護予防短 期入所生活 介護
0970301362	合資会社佐山商店 代表社員 佐山 俊朗	ラックス介護用品	栃木市倭町5番18 号	平成 30 (2018) 年 7月31日	介護予防福 祉用具貸与
0970800611	日東レンタル株式会社 代表取締役 町屋 清隆	小山福祉レンタル サービス	小山市駅東通り二 丁目40番6号	平成 30 (2018) 年 9月30日	介護予防福 祉用具貸与
0971600572	日東レンタル株式会社 代表取締役 町屋 清隆	下野福祉レンタル サービス	下野市上大領284 番地5	平成 30 (2018) 年 9月30日	介護予防福 祉用具貸与
0970301362	合資会社佐山商店 代表社員 佐山 俊朗	ラックス介護用品	栃木市倭町5番18 号	平成 30 (2018) 年 7月31日	特定介護予 防福祉用具 販売
0970800611	日東レンタル株式会社 代表取締役 町屋 清隆	小山福祉レンタル サービス	小山市駅東通り二 丁目40番6号	平成 30 (2018) 年 9月30日	特定介護予 防福祉用具 販売
0971600572	日東レンタル株式会社 代表取締役 町屋 清隆	下野福祉レンタル サービス	下野市上大領284 番地5	平成 30 (2018) 年 9月30日	特定介護予 防福祉用具 販売

(高齢対策課)

栃木県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成30（2018）年10月26日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	地域名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営益子西部地区土地改良（区画整理）事業	益子西部地区	平成30（2018）年10月29日から同年11月26日まで	平成30（2018）年12月11日	芳賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年10月26日から同年11月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年10月26日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路線名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
/	前	日光市藤原1194から 日光市藤原1195まで	10.4～13.5	19.7	
	後	日光市藤原1194から 日光市藤原1195まで	10.4～13.5	19.7	

II

道路の種類 一般国道

路線名 352号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
/	前	日光市藤原1194から 日光市藤原1195まで	10.4～13.5	19.7	
	後	日光市藤原1194から 日光市藤原1195まで	10.4～13.5	19.7	

（道路保全課）

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成31（2019）年2月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30（2018）年10月26日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフル本田宇都宮店
河内郡上三川町大字磯岡604番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ジョイフル本田
茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎 健一郎	株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口 幸夫	平成29（2017）年 3月3日
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎 健一郎 外3者	株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口 幸夫 外4者	平成29（2017）年 3月3日 外

- 4 届出年月日
平成30（2018）年10月16日
- 5 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

（経営支援課）

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年10月26日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
腐蝕病	蜜蜂	患畜	1群	佐野市	平成30（2018）年10月5日	自衛殺

（畜産振興課）

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成30（2018）年10月26日

栃木県知事 福 田 富 一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
平成30（2018）年 3月31日	一般社団法人栃木県猟友会 下都賀連合栃木中央支部	栃木市沼和田町27-30
平成30（2018）年 10月4日	日光市職員労働組合	日光市今市本町1 日光市本庁舎1階売店

（会計局会計管理課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第三十四号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月二十六日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

栃木県選挙等執行規程（昭和二十五年栃木県選挙管理委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第六条の四 法第百四十二条第一項第一号又は第二号から第四号までの規定によるものの届出の様式は、別記第三号様式の二とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第六条の四 法第百四十二条第一項第一号、第二号又は第三号の規定によるものの届出の様式は、別記第三号様式の二とする。</p> <p>2 略</p>
<p>第七条 法第百四十二条第一項第一号又は第二号から第四号までのものは、同条第七項の規定により県委員会が交付する証紙をはらなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第七条 法第百四十二条第一項第一号、第二号又は第三号のものは、同条第七項の規定により県委員会が交付する証紙をはらなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>第七条の三 略</p> <p>2 県委員会は、ビラ証紙交付票一枚につき、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者にあつては七万枚以内、候補者届出政党にあつては四万枚以内、参議院選挙区選出議員及び知事の選挙における候補者にあつては十六万枚以内、県議会議員の選挙における候補者にあつては一万六千枚以内のビラ証紙を交付するものとする。</p> <p>3 ビラ証紙の交付を受ける候補者は、交付を受けたビラ証紙が衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては七万枚、参議院選挙区選出議員及び知事の選挙にあつては十六万枚、県議会議員の選挙にあつては一万六千枚に達したときは、ビラ証紙交付票を県委員会に返納しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 交付したビラ証紙が衆議院小選挙区選出議員の</p>	<p>第七条の三 略</p> <p>2 県委員会は、ビラ証紙交付票一枚につき、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者にあつては七万枚以内、候補者届出政党にあつては四万枚以内、参議院選挙区選出議員及び知事の選挙における候補者にあつては十六万枚以内</p> <p>のビラ証紙を交付するものとする。</p> <p>3 ビラ証紙の交付を受ける候補者は、交付を受けたビラ証紙が衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては七万枚、参議院選挙区選出議員及び知事の選挙にあつては十六万枚</p> <p>に達したときは、ビラ証紙交付票を県委員会に返納しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 交付したビラ証紙が衆議院小選挙区選出議員の</p>

選挙における候補者にあつては七万枚、候補者届出政党にあつては四万枚、参議院選挙区選出議員及び知事の選挙における候補者にあつては十六万枚、県議会議員の選挙における候補者にあつては一万六千枚に達しないときは、県委員会は、ビラ証紙交付票の裏面に交付したビラ証紙の枚数を記入し、かつ、その印を押して差出人に返付するものとする。

6 略

選挙における候補者にあつては七万枚、候補者届出政党にあつては四万枚、参議院選挙区選出議員及び知事の選挙における候補者にあつては十六万枚に達しないときは、県委員会は、ビラ証紙交付票の裏面に交付したビラ証紙の枚数を記入し、かつ、その印を押して差出人に返付するものとする。

6 略

別記第十五号様式の三(その二)、別記第十五号様式の四(その二)及び別記第十五号様式の五(その二)中「平成何年何月何日執行栃木県知事選挙」を「平成何年何月何日執行何選挙(何選挙区)」に改める。

別記第十五号様式の七中「平成何年何月何日執行栃木県知事選挙」を「平成何年何月何日執行何選挙(何選挙区)」に改め、同様式備考第四項中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加える。

別記第十五号様式の九(その二)中「平成何年何月何日執行栃木県知事選挙」を「平成何年何月何日執行何選挙(何選挙区)」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年三月一日から施行する。

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第4922号	574	13	塩谷郡喜連川町大字喜連川163番	塩谷郡喜連川町大字葛城2969番の1
		16	塩谷郡喜連川町大字早乙女1920番6	塩谷郡喜連川町大字早乙女69番の1